

「信大病院支援事業」への寄附申込書



ご寄附の方法について

- ①裏面の寄附申込書記入例を参考に、寄附申込書へご記入ください。なお、押印等は不要です。
- ②ご記入されました寄附申込書は、外来診療棟1F中央受付の「総合案内」にご提出ください。
- ③その他のご寄附の方法、税法上の優遇措置などについては、下記の担当窓口までご連絡ください。

お問い合わせ先

信州大学医学部附属病院 経営管理課 研究支援係

〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1

TEL : 0263-37-3039 (直通) FAX : 0263-37-3023 Email : byo-kshien@shinshu-u.ac.jp

寄附申込書の記入例

別紙様式(第6条関係)

①作成日を記入してください。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

国立大学法人信州大学長 殿

②住所・電話・氏名を記入してください。

寄 附 者
〒 390- 8621
住 所 松本市旭三丁目1番1号
TEL 0263 (35) 4600
氏 名 松本 太郎

金 100,000 円也

③寄附金額を記入してください。

下 記 の と お り 寄 附 し ま す 。

記

診療科等へご寄附の場合は、
研究支援係までお申し出ください。

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 1 寄附の目的 | 信大病院支援事業のため |
| 2 寄附の条件 | なし
寄附後の使用に関しては貴学の判断にお任せします。 |
| 3 その他(研究責任者等) | 病院長 |

※振込依頼書の送付先が申込住所と異なる場合は下記にご記入ください。

送付先 〒
住 所
TEL ()
氏 名

※寄附金の使途等に係る御意向について(国立大学法人信州大学寄附金取扱規程第10条)

- ・御寄附いただいた後に、寄附金の使途を変更する必要がある場合、寄附金の寄附目的終了後に生じた残余金について新たに目的を定める必要がある場合、寄附金を他の国立大学法人等へ移換える必要が生じた場合の取り扱いを、本法人の判断にお任せいただくことについて、御意向をあらかじめ伺いしております。
- ・本法人の判断にお任せいただけるかどうか、「2 寄附の条件」の項に、御記入をお願いいたします。

※御寄附いただきました全ての方へ、寄附証明書を発送いたします。

信州大学の寄附金については、各種控除(税制上の優遇措置)が受けられます。

控除を受ける際、寄附証明書が必要となります。

令和 年 月 日

国立大学法人信州大学長 殿

寄 附 者

〒

住 所

TEL ()

氏 名

金 円也

下 記 の と お り 寄 附 し ま す。

記

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 1 寄附の目的 | 信大病院支援事業のため |
| 2 寄附の条件 | なし
寄附後の使途に関しては貴学の判断にお任せします。 |
| 3 その他(研究責任者等) | 病院長 |

※振込依頼書の送付先が申込住所と異なる場合は下記にご記入ください。

送付先 〒
住 所
TEL ()
氏 名

※寄附金の使途等に係る御意向について(国立大学法人信州大学寄附金取扱規程第10条)

- ・御寄附いただいた後に、寄附金の使途を変更する必要がある場合、寄附金の寄附目的終了後に生じた残余金について新たに目的を定める必要がある場合、寄附金を他の国立大学法人等へ移換える必要がある場合の取り扱いを、本法人の判断にお任せいただくことについて、御意向をあらかじめお伺いしております。
- ・本法人の判断にお任せいただけるかどうか、「2 寄附の条件」の項に、御記入をお願いいたします。

※御寄附いただきました全ての方へ、寄附証明書を発送いたします。

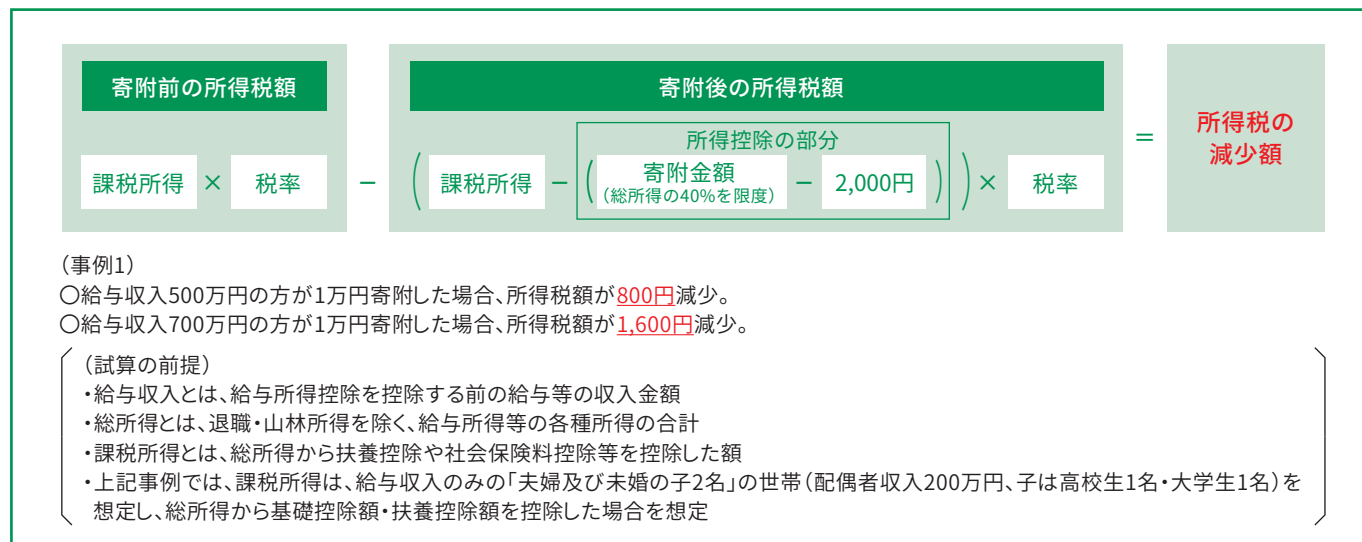
信州大学の寄附金については、各種控除(税制上の優遇措置)が受けられます。

控除を受ける際、寄附証明書が必要となります。

1. 個人が寄附した場合の税制上の優遇措置

個人が行った寄附金については、一定額を所得税の課税所得から控除することができる「寄附金控除」の制度が設けられています。上記法人へ寄附金を支出した場合は、所得控除制度が適用され、寄附金額（総所得金額の40％が上限）から2,000円を差し引いた額が課税所得から控除されます。

図1 個人が寄附した場合（所得控除）について【所得税】



2. 法人が寄附した場合の税制上の優遇措置

法人が行った寄附金のうち、(1) 国や地方公共団体、公共法人に対する寄附金については、その全額を損金算入することができ、(2) 学校法人や独立行政法人、特定公益増進法人等に対する寄附金については、一般の寄附金の損金算入限度額*と別枠で損金算入することができます。

図2 法人から特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額について



※一般の寄附金に係る損金算入限度額

$$\frac{(\text{所得金額} \times 2.5\%) + (\text{資本金等の金額} \times 0.25\%)}{4}$$